

公益信託 三島済一記念眼科研究国際交流基金

2019年度 海外研究者募集要項

この公益信託は、1988年に設定された公益信託であり、アジア・太平洋地域諸国等から来日し、大学等で眼科医学の基礎又は臨床研究に従事している若手研究者に対して助成を行い、もって当該地域の眼科医療の振興と福祉の向上に寄与することを目的としています。

2019年度は下記要項により研究助成者を募集いたします。

1.対象者資格	アジア・太平洋地域諸国等から申請日現在既に来日していて、眼科医学の研究に従事している者(2019年4月1日現在40歳未満) なお、前年度の助成者は対象外とします。
2.募集人員	3名以内
3.助成金額	1人 300,000円 使途は研究費に限定します。なお、所属機関への委任経理とする場合、間接経費の使用及び使用者の変更は認めていません。
4.応募方法	所定の申請書に必要事項を記入して、受託者へ提出してください。 ただし、研究に従事している所属機関の所属長の推薦が必要です。 申請書等は受託者(三井住友信託銀行)のHP(下記のURL)からダウンロードできます。 なお、応募書類は返却いたしません。
5.応募受付期間	受付は2019年2月1日～3月31日(当日消印有効)までの期間です。
6.選考・結果通知	当基金の運営委員会で審査の上採否を決定し、2019年8月上旬頃に受託者から推薦者及び申請者へ通知します。 なお、助成者は研究終了時に所定の用紙による会計報告及び研究報告の提出が必要です。

【申請書の提出先・照会先】

〒105-8574	東京都港区芝 3-33-1 三井住友信託銀行 個人資産受託業務部 公益信託グループ 公益信託三島済一記念眼科研究国際交流基金 申請口
申請書掲載 URL	https://www.smtb.jp/personal/entrustment/management/public/example/list.html
TEL 03-5232-8910(受付: 平日9時～17時) FAX 03-5232-8919	

(※) 公益信託とは
個人の方が公益活動のために財産を提供しようという場合や、法人が利益の一部を社会に還元しようという場合などに、信託銀行に財産を信託し、信託銀行は公益信託契約で定められた公益目的に従ってその財産を管理・運用し、公益活動を行う制度です。